

株式会社北海道銀行が実施する 株式会社丸三大信電気に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社北海道銀行が実施する株式会社丸三大信電気に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

*詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



第三者意見書

2026年3月31日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社丸三大信電気に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社北海道銀行

評価者：株式会社道銀地域総合研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable

PIF for SMEs

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社北海道銀行（「北海道銀行」）が株式会社丸三大信電気（「丸三大信電気」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社道銀地域総合研究所（「道銀地域総合研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。北海道銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、道銀地域総合研究所・一般財団法人北陸経済研究所・株式会社浜銀総合研究所・株式会社北陸銀行サステナビリティ推進グループと共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、北海道銀行及び道銀地域総合研究所にそれを提示している。なお、北海道銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。



JCR Sustainable PIF for SMEs

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

北海道銀行及び道銀地域総合研究所は、本ファイナンスを通じ、丸三大信電気の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、丸三大信電気がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

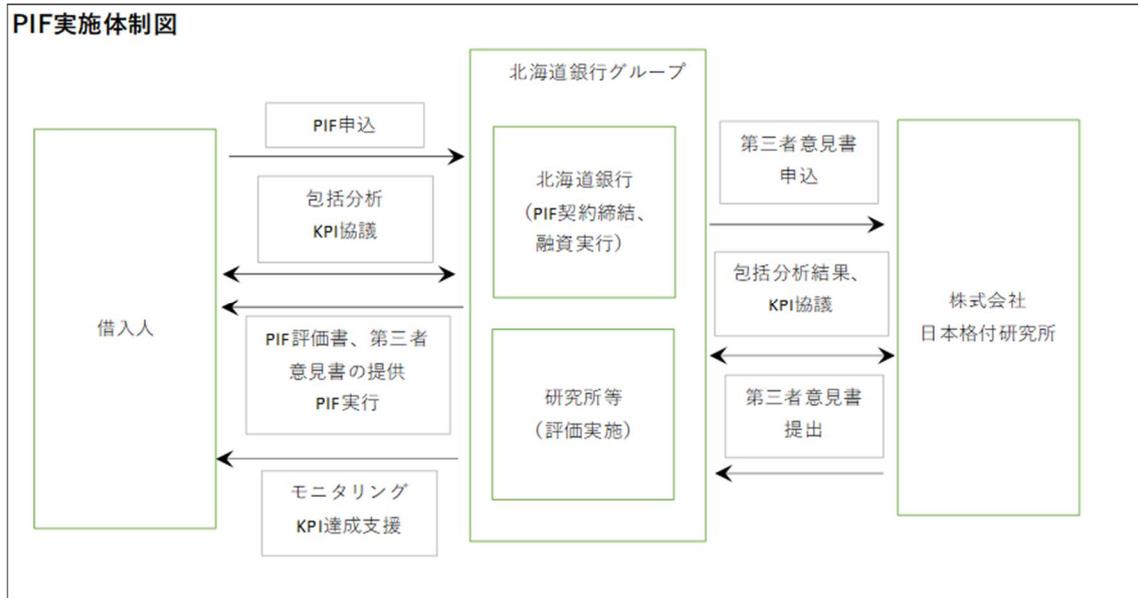
JCR は、北海道銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



JCR Sustainable PIF for SMEs

(1) 北海道銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



※研究所等：道銀地域総合研究所・北陸経済研究所・浜銀総合研究所・北海道銀行サステナビリティ推進室・北陸銀行サステナビリティ推進グループ

(出所：北海道銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、北海道銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、北海道銀行からの委託を受けて、道銀地域総合研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て道銀地域総合研究所が作成した評価書を通して北海道銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、道銀地域総合研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である丸三大信電気から貸付人である北海道銀行及び評価者である道銀地域総合研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンス



JCR Sustainable
PIF for SMEs

の基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

佐藤 大介

佐藤 大介



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：【株式会社丸三大信電気】

評価実施機関：株式会社道銀地域総合研究所

株式会社 道銀地域総合研究所

DOGIN REGIONAL RESEARCH INSTITUTE Co., Ltd.

道銀地域総合研究所は、「国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）」が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則（PIF 原則）」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク（モデル・フレームワーク）」に適合するように、また ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合するように、株式会社丸三大信電気（以下、丸三大信電気）の包括的なインパクト分析を行った。

北海道銀行は、本評価書で特定されたポジティブ・インパクトの向上とネガティブ・インパクトの低減に向けた取組みを支援するため、丸三大信電気に対し、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る借入金の概要

借入人の名称	株式会社丸三大信電気
借入金の金額	100 百万円
借入金の資金用途	事業資金
モニタリング期間 (返済期限)	5 年 (2031 年 3 月末)

1. 株式会社丸三大信電気の事業概要

(1) 会社概要

企業名	株式会社丸三大信電気	
従業員数	17 人（2025 年 12 月末現在）	
売上高	1,037 百万円（2025 年 9 月期）	
所在地	本社	北海道札幌市清田区真栄 2 条 1 丁目 5 番 25 号
関連会社	・タイシン産業有限会社 ・株式会社大信商事	
主たる事業分野	電気工事業	

(2) 主な沿革 (抜粋)

西暦年	月	主な内容
1973	6	資本金 150 万円で株式会社丸三大信電気を設立、一般建設業許可(電気工事業)を取得
1980	2	本社を現住所に移転
1993	6	新社屋を竣工
1995	3	特定建設業許可(電気工事業)を取得
2005	4	特定建設業許可(土木一式・とび土工)、一般建設業許可(電気通信)を取得
2012	4	タイシン産業有限会社を設立、しいたけ栽培を開始
2021	2	賃貸住宅「グランクレール」竣工
2022	9	嶋川 泰規 氏 代表取締役に就任

(3) 企業理念、経営方針等

経営理念	電気工事を通じて市民の豊かな生活に寄与し、 社員の生活を護ることはもとより、 育てていただいている地域の発展に貢献する	 <p>代表取締役 嶋川 泰規 氏 (写真出所) 丸三大信電気 HP</p>
社是	熱意をもって仕事に向き合い 誠意をもってお客様に接し 創意をもって常に新しいことへ挑戦する	

(4) 各種認証の取得

① 主な許可資格

各種許可 資格一覧	建設業許可	北海道知事許可(特-28)石第 01434 号
	電気工事業届出番号	北海道知事届出(石狩)第 29054 号

(5) 主な業務内容

①電気工事関連

丸三大信電気は 1973 年の設立以来、ロープウェイやゴンドラリフト、ナイター照明設備等のリゾート施設での電気工事や交通信号機工事を中心に事業展開を図ってきたとともに、設計から施工まで確かな技術力により地域のインフラを支えている。主な業務内容や工事実績は以下のとおり。

主な業務内容	分類	主な工事実績（抜粋）	施工年度
再生可能エネルギー 関連	太陽光発電所	茂原太陽光発電所建設工事	2023
		庄内遊佐太陽光発電所(18MW)	2019
	風力発電所	上ノ国第二風力発電所新設工事	2023
		江差風力発電所(4,200kW×5 基)	2022
		せたな大里ウインドファーム(3,200kW×16 基)	2019
		にかほ高原ウインドファーム(3,200kW×3 基)	2019
交通・道路インフラ	交通信号機	夕張郡栗山町朝日 4 丁目 32 外交通信号機改良	2023
		札幌市中央区北 1 条西 7 丁目外交通信号機改良	2022
	道路情報設備	日高自動車道集中制御式可変標識設置工事(標識 17 箇所)	2016
		釧路方面本部道路情報板更新(1 面)	2013
リゾート関連	スキー場施設	ニセコグランヒラフェースゴンドラ建設工事	2024
		ぴっぷスキー場第 2 リフトコース林側ナイター照明更新工事	2023
		グリーンピア大沼スキー場第 1・第 2 ペアリフト通信ケーブル更新工事	2023
		札幌国際スキー場第 5 電気室～第 6 電気室高圧ケーブル更新工事	2023
		黒岳ロープウェイ山麓～山頂間高圧ケーブル更新工事	2023
		国設阿寒湖畔スキー場整備工事	2022
		沼田町営高穂スキー場リフト新設(2 人乗り 340m)	2022
		朝里川温泉スキー場 イエローリフト新設(2 人乗り 455m)	2020
		キロリゾート ゲートウェイエクスプレス新設 (8 人乗りゴンドラ+4 人乗りクワッド 879m)	2019
その他	官公庁関連	屯田西公園 (ABC エリア) 施設改修電気設備工事 (発注者：札幌市)	2024
		モエレ沼公園硬式野球場ナイター照明塔新築ほか電気設備工事 (発注者：札幌市)	2024
		高原覆道ほか 2 施設照明設備改修工事(発注者：札幌市)	2022
		大通公園 3 丁目受変電設備ほか改修工事(発注者：札幌市)	2022

図表 1 主な工事実績写真



上ノ国第二風力発電所新設工事



ニセコグランヒラフェースゴンドラ建設工事



モエレ沼公園硬式野球場ナイター照明塔新築ほか電気設備工事

(写真出所) 丸三大信電気 HP

(6) 内部環境・外部環境

①内部環境

丸三大信電気は 1973 年の設立以来、電気設備メンテナンス、照明設置工事、信号機設置工事など電気土木工事の分野で 50 年以上培った豊富な技術と知識、経験により事業を発展してきた。近年、これまでの経験を活かして大規模な太陽光発電所や風力発電所をはじめとする再生可能エネルギー分野にも進出するなど事業領域を拡大している。

1) 現場代理人として数多くのプロジェクトに参画

丸三大信電気は、電気工事現場の作業が無事故でスムーズに進むよう、現場代理人としての立場で工事現場を管理することを主たる業務としている。

現場代理人とは、電気工事の現場で施工管理や指導を行う重要な役割を担っており、プロジェクトの円滑な進行を図るために、計画から実行、品質管理まで幅広く関与しており、現場代理人の重要性は非常に高い。特に、電気工事は建物やインフラの根幹を支える作業であり、その品質や安全性は直接的に利用者の生活に影響を及ぼすことから、現場代理人はプロジェクトの進行を管理し、工事の質を保証する重要な役割を担っている。

丸三大信電気は、参画する各種プロジェクトの作業工程全体を把握した上で、工事計画の綿密な管理をすることによって、工事の円滑化や品質向上に貢献している。

図表 2 現場代理人の主な役割と業務

主たる役割		工事請負人の代理人であり、工事全体の責任者の役割がある。
主な業務	プロジェクト 計画策定・管理	計画策定: プロジェクトの全体計画策定、工程表を作成 予算管理: プロジェクトの予算を管理 資材調達: 工事に必要な資材や機材の調達
	現場管理	作業員の管理: 作業員の配置の決定、各作業の進捗監督 品質管理: 工事が設計図や仕様書に沿って行われているかの確認 安全管理: 作業現場の安全を確保し、労災事故や怪我を防ぐための対策の徹底
	進捗管理	工事の進捗状況の定期的な確認、工期に遅れが生じた場合は、迅速に対応し、解決策を講じる。
	各種調整	元請業者・下請業者と各種調整を行い、プロジェクトを円滑に進める。

2) 事業領域の拡大に向けた体制構築

政府の「金融・資産運用特区」に指定された北海道と札幌市では、再生可能エネルギーを含むグリーントランスフォーメーション (GX) 投資が加速する見通しで、データセンターや半導体工場の新設により電力の需要増が見込まれるなか、再生可能エネルギーの普及拡大も見込まれる。特に、太陽光発電や風力発電設備の設置が活発になることが予測されることから、人材確保はもとより、それらの工事業務に対応できる技術や知識を有する人材確保や育成など、事業領域の拡大に向けた社内の体制構築が求められている。

【ポイント】

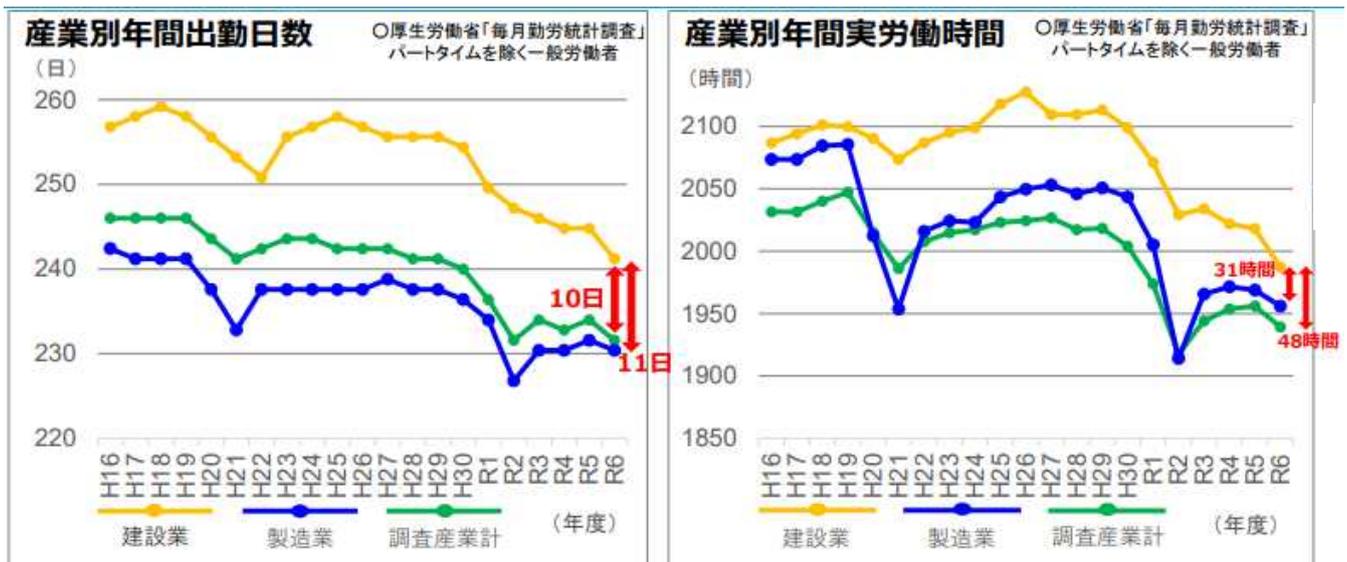
- ・丸三大信電気は電気土木工事の分野で 50 年以上培った豊富な技術と知識、経験により事業を発展してきた。
- ・近年、これまでの経験を活かして大規模な太陽光発電所や風力発電所をはじめとする再生可能エネルギー分野にも進出している。
- ・丸三大信電気は、現場代理人としての立場で工事現場を管理することを主たる業務としている。
- ・今後、北海道では太陽光発電や風力発電設備の設置が活発になることが予測されることから、同社においては、それらの工事業務に対応できる技術や知識を有する人材確保や育成が求められている。

②外部環境

1) 建設業界における働き方の現状

建設業界において、2024年4月から罰則付きで時間外労働の上限規則（原則月45時間以内等）が適用された。また、働き方改革の各種取組により建設業の労働時間は他産業よりも大きく減少したが、年間の出勤日数は全産業と比べて10日多く、年間の総実労働時間も全産業と比べて48時間長く、労働日数・時間ともにまだまだ高水準である。加えて、慢性的な人材不足と高齢化による技術者の退職などが問題となっており、将来にわたって担い手を確保していくため、さらなる働き方改革に取り組む必要がある。

図表3 出勤日数および実労働時間の推移（建設業と他産業の比較）



(出所) 国土交通省「最近の建設産業行政について」

2) 北海道の建設業界が抱える問題

北海道の建設業界は、道民生活や社会経済活動の基盤となる道路や河川、住宅などの社会資本の整備や日頃の維持管理はもとより、除雪や施設の長寿命化等の対応、さらには、地震や台風などの自然災害の発生時における通行止めや応急工事等の初期対応や被災後の迅速な復旧等、北海道の発展や地域の安全・安心、経済・雇用を支える重要な役割を担っている。

現在、建設投資額は安定して推移しているものの、少子高齢化の影響により、全産業で生産年齢人口の減少が進み、建設業界においても、就業者の高齢化や若年者の入職が進まないなど人材確保が厳しい状況となっており、将来にわたる建設工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成への懸念が高まる中、これに応じたより一層の生産性向上が必要となっている。

図表4 北海道の建設業界の現状

道内建設業売上高営業利益率	営業利益率は、近年改善傾向 1.3% (2013年) → 4.8% (2021年)
道内建設業就業者年齢構成比	若年層は低下傾向 50歳以上：55% / 29歳以下：10% (2021年)
北海道内新規高等学校卒業者求人充足率	全産業別で最低の充足率 求人充足率：16.9% (2021年)
北海道内建設労働者月間実労働時間	全国平均165.3時間を上回る 月間実労働時間：173.2時間 (2021年)

(出所) 北海道「建設産業ミライ振興プラン HOKKAIDO」

3) 建設業界のDX化推進

建設業界においてAI、IoT、ICTなどのデジタル技術を効果的に活用し、生産プロセスを最適化、効率化する取組みが進められており、これらのデジタル技術の活用を通じて、建設業界が直面している人手不足や技術継承等の各種課題解決を図り、業界全体の変革を目指しているところである。建設業界のDX化推進の現状は以下のとおり。

図表 5 建設業界のDX化推進の現状



(出所) 各種資料に基づき道銀地域総合研究所作成

【ポイント】

- ・建設業界の労働改善は急務で、担い手の確保のため、さらなる働き方改革に取り組む必要がある。
- ・就業者の高齢化や若年者の入職が進まないなど、建設業界の人材確保は厳しい状況となっている。
- ・DX化推進により、人手不足や技術継承等の各種課題解決を図り、業界全体の変革を目指している。

(7) SDGsへの理解と取組み

①「SDGs 宣言」の策定

丸三大信電気は、2023年2月に「SDGs 宣言」を策定し、持続可能な社会の実現に向けて、職場の多様性確保や環境配慮型経営の実践を行うなど、積極的に各種取組みを推進している。宣言の主な内容は以下のとおり。

図表 6 丸三大信電気の「SDGs 宣言」



(出所) 丸三大信電気 HP

2. 【丸三大信電気】の包括的分析

セグメント、エリア及びサプライチェーンの観点から、インパクトを生み出す要因を包括的に検討した。

(1) 業種別インパクトの状況

PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、道銀地域総合研究所が定めるインパクト評価の手続きを実施した。まず、丸三大信電気の事業については、国際標準産業分類における「電気設備業」に整理した。事業別の UNEP FI の分析ツールによるポジティブ、ネガティブなインパクトエリアの判定結果は、以下の通り。各インパクトエリア内で該当したインパクトピックの内訳は、別表 1 のとおり。

《産業分類別及び全体の特定したインパクトの一覧》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	全事業	
		ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障		●
	健康および安全性	●	●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	●	●
	生計	●	●
	平等と正義		●
社会経済	強固な制度・平和・安定		●
	健全な経済	●	
	インフラ	●	
環境	気候の安定性		●
	生物多様性と生態系		●
	サーキュラリティ		●

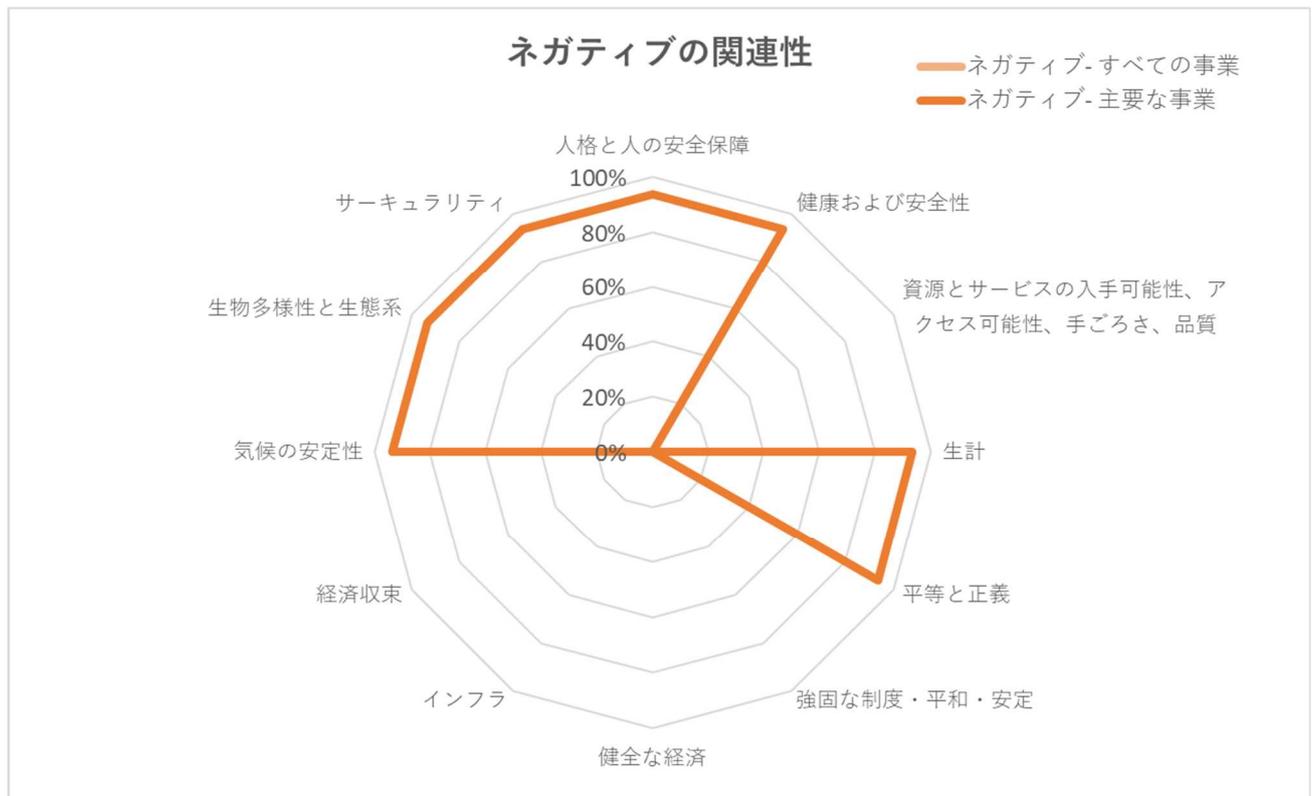
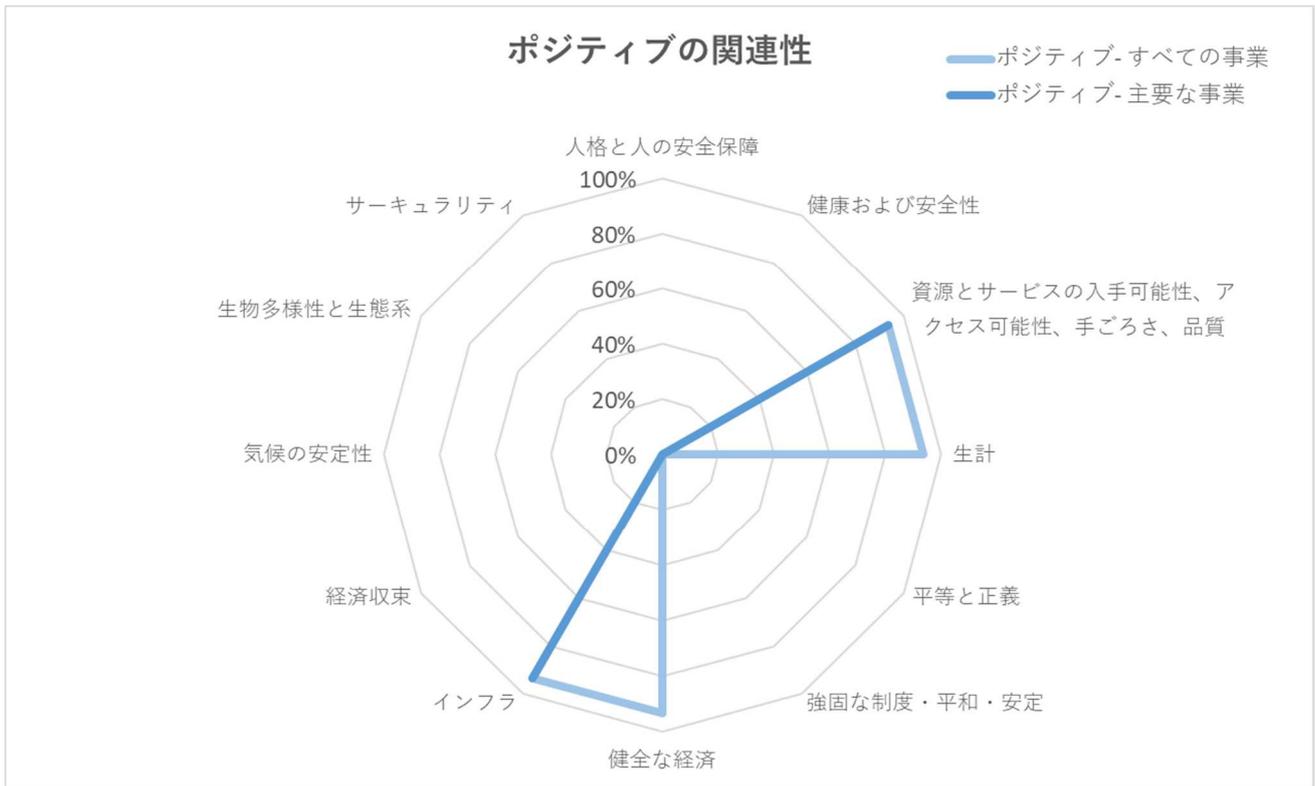
(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

《別表 1》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	全事業		4321 電気設備業		
			ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	
社会	人格と人の安全保障	紛争					
		現代奴隷		●		●	
		児童労働					
		データプライバシー					
		自然災害		●		●	
	健康および安全性	—		●		●	
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水					
		食料					
		エネルギー	●		●		
		住居	●		●		
		健康と衛生					
		教育					
		移手段					
		情報					
		コネクティビティ	●		●		
		文化と伝統					
		ファイナンス					
		生計	雇用	●		●	
			賃金	●	●	●	●
	社会的保護			●		●	
平等と正義	ジェンダー平等						
	民族・人種平等		●		●		
	年齢差別						
	その他の社会的弱者		●		●		
社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配					
		市民的自由					
	健全な経済	セクターの多様性					
		零細・中小企業の繁栄	●		●		
	インフラ	—	●		●		
経済収束	—						
環境	気候の安定性	—		●		●	
	生物多様性と生態系	水域					
		大気					
		土壌		●		●	
		生物種		●		●	
		生息地		●		●	
	サーキュラリティ	資源強度		●		●	
廃棄物			●		●		

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

<全体のデフォルトインパクトレーダー>



(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

これらの集約結果、及び丸三大信電気の個別要因を加味した修正結果は、以下のとおり。また、インパクトトピック単位での修正内容は別表2のとおり。

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	全事業			全事業	
		ポジティブ	ネガティブ		ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障		●	→	●	
	健康および安全性		●			●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	●			●	
	生計	●	●		●	●
	平等と正義		●			●
社会経済	強固な制度・平和・安定					
	健全な経済	●		●		
	インフラ	●		●		
環境	気候の安定性		●		●	
	生物多様性と生態系		●		●	
	サーキュラリティ		●		●	

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

まず、UNEP FI が定めたインパクト評価ツールを用い、ポジティブ・インパクトが発現するインパクトエリア／トピックとして、「エネルギー」、「住居」、「コネクティビティ」、「雇用」、「賃金」、「零細・中小企業の繁栄」、「インフラ」を確認した。

一方、ネガティブ・インパクトが発現するインパクトエリア／トピックとして、「現代奴隷」、「自然災害」、「健康および安全性」、「賃金」、「社会的保護」、「民族・人種平等」、「その他の社会的弱者」、「気候の安定性」、「土壌」、「生物種」、「生息地」、「資源強度」、「廃棄物」を確認した。なお、標準値からの追加・削除したインパクトエリア／トピックは以下のとおり。

		インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	追加・削除した理由
追加項目	ポジティブ・ インパクト	社会	人格と人の安全保障	自然災害	自治体との間で BCP 協定を締結し、災害発生時も復旧体制を整備しているため、ポジティブ・インパクトの対象へ追加した。
		社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育	資格取得の支援や人材育成の積極的な推進を行っているため、ポジティブ・インパクトの対象へ追加した。
	ネガティブ・ インパクト	社会	平等と正義	ジェンダー平等 年齢差別	ダイバーシティ等の取組みを通じて不平等の是正を行っているため、ネガティブ・インパクトの対象に追加した。
削除項目	ポジティブ・ インパクト	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	コネクティビティ	電気通信業において、情報へのアクセスへの貢献は限定的であるため、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。
	ネガティブ・ インパクト	社会	人格と人の安全保障	現代奴隷	身体的かつ精神的に苦痛を与えるような強制労働を行っていないため、ネガティブ・インパクトの対象から削除した。
		社会	人格と人の安全保障	自然災害	各種法令に準じた堅実な工事と適切な保守管理を通じ、自然災害へのリスクを最小化しているため、ネガティブ・インパクトの対象から削除した。
		社会	生計	賃金	従業員 1 人当たりの平均給与額が、北海道の産業別（建設業）と比較して高いため、ネガティブ・インパクトの対象から削除した。
		社会	平等と正義	その他の社会的弱者	障がい者雇用はないものの、従業員全員が差別のない環境で働ける職場づくりがされているため、ネガティブ・インパクトの対象から削除した。
		環境	生物多様性と生態系	土壌 生物種 生息地	各種法令に準じた堅実な工事と適切な保守管理を通じ、土壌汚染や生物多様性・生態系への悪影響を最小化しているため、ネガティブ・インパクトの対象から削除した。

《別表2》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	全事業		全事業	
			ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	紛争				
		現代奴隷		●		
		児童労働				
		データプライバシー				
		自然災害		●		
	健康および安全性	—		●		
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水				
		食料				
		エネルギー	●		●	
		住居	●		●	
		健康と衛生				
		教育				●
		移動手段				
		情報				
		コネクティビティ	●			
		文化と伝統				
	ファイナンス					
	生計	雇用	●		●	
		賃金	●		●	
		社会的保護			●	
平等と正義	ジェンダー平等				●	
	民族・人種平等				●	
	年齢差別				●	
	その他の社会的弱者				●	
社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配				
		市民的自由				
	健全な経済	セクターの多様性				
	インフラ	—	●		●	
経済収束	—					
環境	気候の安定性	—			●	
	生物多様性と生態系	水域				
		大気				
		土壌				●
		生物種				●
	生息地				●	
	サーキュラリティ	資源強度				●
		廃棄物				●

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

3. インパクトに係る戦略的意図やコミットメント

インパクトテーマと、PIF 原則及びモデル・フレームワークにより、特定したインパクトエリアまたはトピックの関連は、以下のとおり。

	インパクトテーマ	特定したインパクトエリア	特定したインパクトトピック
I	環境配慮に向けた取り組み	気候の安定性	—
		サーキュラリティ	資源強度、廃棄物
II	働きやすい職場づくりに向けた取り組み	健康および安全性	—
		生計	雇用、賃金、社会的保護
		平等と正義	ジェンダー平等、民族・人種平等、年齢差別
III	人材育成の強化・労働生産性向上に向けた各種取り組み	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育
		生計	賃金
IV	経済力を高める各種施策の取り組み	人格と人の安全保障	自然災害
		資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	エネルギー、住居
		健全な経済	零細・中小企業の繁栄
		インフラ	—

4. 丸三大信電気に係る本ポジティブ・インパクト・ファイナンスにおける KPI の決定

特定したポジティブ・インパクト（以下、PI）とネガティブ・インパクト（以下、NI）の内容を記載する。

(1) 環境配慮に向けた取組み

項目	内容
インパクトの種類	NI の低減
インパクト エリア/トピック	NI: 〈気候の安定性〉、〈資源強度〉、〈廃棄物〉
影響を与える SDGs の目標	  
内容・対応方針	環境配慮に向けた各種施策の実行
毎年モニタリングする 目標と KPI	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社事業における環境配慮に向けた取組みの促進 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2029 年度末までに低燃費車の保有台数増（2024 年度末 2 台→2029 年度末 7 台） ・2027 年末を目途に蛍光灯を廃止、LED 化 100% ・2029 年度末までに DX 化推進により紙の購入枚数を 2024 年度対比 50%削減 <p>※設定した KPI のうち目標年度に達したものについては、再度の目標設定等を検討</p>

①大気汚染対策への取組み（NI：〈気候の安定性〉）

国土交通省では、国内の二酸化炭素（CO₂）排出量のうち、2020 年度実績で産業部門は約37%を占めていることから、燃費性能の向上による省CO₂化やICT 施工による作業効率の向上を進めているところである。

このような背景を踏まえて、丸三大信電気においてもアイドリングストップの声掛け等の運用面や低燃費車の導入を進めてきた。今後は低燃費車の導入を進めることで、CO₂排出量の削減に取り組む。

ア. 低燃費車及びの実績・導入目標

実績（2024 年度末）	目標（2029 年度末）
低燃費車 2 台 （保有する総数 16 台）	低燃費車 7 台 （保有する総数 20 台）

②LEDライトの導入（NI：〈気候の安定性〉）

丸三大信電気では LED ライトを積極的に導入しており、会社事務所や倉庫ではすでに導入済みで、その導入率は会社全体で使用している電灯（本数）のうち 80%に達する。水俣条約の締約国会議により、2027 年末までにすべての蛍光灯の製造と輸出入の禁止となることから、引き続き LED 化を進めていき、省電力化による二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいく。

ア. LED ライトの導入目標

実績（2025 年 3 月末）	目標（2027 年末）
会社全体LED導入状況（本数）：80%	2027 年末を目途に蛍光灯を廃止、 LED 化 100%

③DX 化推進による紙購入枚数の削減（NI:〈資源強度〉、〈廃棄物〉）

丸三大信電気では現在クラウド化や IT ツールの活用などを通じて、社内の DX 化を推進している。デジタル化した資料をクラウド上で一元管理することで、ペーパーレス化を進め、印刷コストや紙の使用量削減を図り、森林資源の保護や廃棄物の削減に努めていく。

ア. DX 化推進による紙購入枚数の削減

実績（2024 年度）	目標（2029 年度）
紙の購入枚数 約 6 万枚／年度	2024 年度対比 50%削減

(2) 働きやすい職場づくりに向けた取組み

項目	内容															
インパクトの種類	PI の向上、NI の低減															
インパクト エリア/トピック	PI: 〈雇用〉、〈賃金〉 NI: 〈健康および安全性〉、〈社会的保護〉、〈ジェンダー平等〉、〈民族・人種平等〉、〈年齢差別〉															
影響を与える SDGs の目標	    															
内容・対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランスの推進のほか従業員の労働安全衛生に対する取組みの実施 ・賃金のベースアップの実施により、従業員のモチベーションの向上や採用面での優位性を高めていく ・多様な人材が働きやすい社内環境づくりの実践を通じて、性別や国籍等にかかわらず、従業員全員が差別なく働ける職場環境の確立 															
毎年モニタリングする 目標と KPI	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有給休暇取得率の向上 ・平均月間残業時間の減少 ・賃金のベースアップの実施 ・労働災害事故の発生件数ゼロの継続 ・女性従業員や外国人従業員等、多様な従業員の増加 ・女性役職者割合の増加 ・地域人材採用数の増加 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030 年までに全社員平均有給休暇取得率向上(66.1%/2025 年→70%/2030 年) ・2030 年までに平均月間残業時間の減少 (30.5 時間/2025 年→15 時間/2030 年) ・2029 年度の一人当たりの平均給与を 2024 年度から 10%アップ ・2026 年以降の労働災害発生件数ゼロの継続 ・多様な人材の採用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実績 (2025 年 12 月末)</th> <th>目標 (2029 年 12 月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性従業員数</td> <td>4 人</td> <td>6 人</td> </tr> <tr> <td>女性役職者割合</td> <td>0 %</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>外国人従業員数</td> <td>0 人</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>シニア層従業員数</td> <td>3 人</td> <td>5 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>・2029 年度末までに地域人材の採用数増加 (0 人/2024 年度末→12 人/2029 年度末累計)</p>	項目	実績 (2025 年 12 月末)	目標 (2029 年 12 月末)	女性従業員数	4 人	6 人	女性役職者割合	0 %	17%	外国人従業員数	0 人	1 人	シニア層従業員数	3 人	5 人
項目	実績 (2025 年 12 月末)	目標 (2029 年 12 月末)														
女性従業員数	4 人	6 人														
女性役職者割合	0 %	17%														
外国人従業員数	0 人	1 人														
シニア層従業員数	3 人	5 人														

① ワークライフバランスの推進 (NI : 〈健康および安全性〉、〈社会的保護〉)

厚生労働省がこのほど公表した「令和 7 年就労条件総合調査の概況」によると、全国の年次有給休暇取得率の全業種平均が 66.9%である中、「建設業」の有休取得率は 60.7%で平均を下回っている。また、残業時間（所定外労働時間）については、厚生労働省の「毎月勤労統計調査令和 6 年度分結果確報」にて、全国の全業種平均が 10.0 時間、「建設業」は 12.8 時間との結果が出ている。

丸三大信電気では、働き方改革関連法を遵守し、2025 年では平均有給休暇取得率は 66.1%、平均月間残業時間は 30.5 時間となっている。有給休暇取得率は建設業平均を上回る水準である一方で、残業時間については改善の余地を残しているため、今後は残業時間や有給取得実績の管理や責任者・従業員への啓発を通じて、2030 年までに平均有給休暇取得率 70%、平均月間残業時間は 15 時間を目指す。

なお、年次有給休暇は労働基準法 39 条に則り付与しているとともに、各種社会保険の完備や介護休業制度の整備など、関係法令を遵守した職場環境を整えている。

② 賃金のベースアップの実施 (PI : 〈賃金〉)

丸三大信電気では担当業務の内容や資格の取得状況に応じた公平な人事考課を行い給与に反映させている。同社の従業員 1 人当たりの平均給与額は、毎月勤労統計調査地方調査（北海道分）2025 年 10 月平均給与（事業所規模 5 人以上）の産業別（建設業）333,879 円を上回る適正な水準であり、人事評価制度における適正な昇給・昇進を図っている。今後については、2029 年度の一人当たりの平均給与を 2024 年度から 10%アップさせることで、従業員のモチベーションの向上や採用面での優位性を高めていく。

③ 労働環境改善や安全性向上に向けた取組み (NI : 〈健康および安全性〉)

丸三大信電気では、労働環境改善や安全性向上に向けた各種取組みを積極的に行っており、安全で衛生的な職場環境の整備に取り組んでいる。直近では休業 4 日以上の中重篤な災害が過去 3 年連続で 0 件である。今後も安全教育や危険防止措置等の対策を講じ、労働災害の発生件数 0 を継続していく。

④ダイバーシティの推進 (PI : 〈雇用〉 NI : 〈ジェンダー平等〉、〈民族・人種平等〉、〈年齢差別〉)

丸三大信電気では、多様な人材の活用を推進しており、性別や年齢等、従業員全員が差別のない環境で生き生きと働けるように職場づくりを進めている。女性や外国人、シニア層の雇用を推進し、従業員が安心して就労できる環境整備に向けた取組みを引き続き図っていく。

主な取組み項目	具体的な取組み内容
女性雇用の向上	産休・育休・介護休業の社内規定の活用
外国人雇用の向上	直近での採用を目標に、採用ルートの模索
定年再雇用制度	本人の意向次第で活躍できる体制を構築

ア. 従業員一覧(2025 年 12 月末現在)

全従業員数 17 人	男性	13 人	全従業員のうちパート従業員数	0 人
	女性	4 人	全従業員のうち 60 歳以上の従業員数	3 人

イ. 女性活躍推進・ダイバーシティの推進に向けた目標

項目	実績 (2025 年 12 月末)	目標 (2030 年 12 月末)
女性従業員数	4 人	6 人
役職者における女性の割合	0 % (総役職者 5 名のうち 0 名)	17 % (総役職者 6 名のうち 1 名)
外国人従業員数	0 人	1 人
シニア層従業員数(60 歳以上)	3 人	5 人
全従業員数	17 人	25 人

ウ. 地域人材の積極的な採用

丸三大信電気では、札幌市を中心に継続的に地域人材を採用してきた。札幌及び近隣都市の地域人材の採用は地域経済の活性化に貢献する取組みでもあることを鑑み、今後も工業高校への出張授業やインターンシップの受け入れ等を通じて、地域に根ざした企業として積極的に地域人材の採用を図っていく。

項目	実績 (2024 年度単年)	目標 (2025～2029 年度累計)
地域人材採用数	0 人	12 人

(3) 人材育成の強化・労働生産性向上に向けた各種取組み

項目	内容
インパクトの種類	PI の向上
インパクト エリア/カテゴリー	PI: 〈教育〉、〈賃金〉
影響を与える SDGs の目標	 
内容・対応方針	・労働生産性向上に向けた従業員の資格取得のサポート
毎年モニタリングする 目標と KPI	【目標】 ・人材育成の強化に注力するとともに、労働生産性向上に向けた取組みの推進 【KPI】 ・2030 年末までに有資格者数の増加 (2025 年末/延べ 19 人→2030 年末/延べ 26 人)

①資格取得のサポート (PI : 〈教育〉、〈賃金〉)

従業員のスキルアップや業務の生産性向上につながる資格の取得者に対し、資格に応じた手当を支給している。資格手当については取得している資格に応じて最大 3 万円を毎月支給しており、資格取得へのモチベーション向上を通じて、従業員の能力開発と人材育成の強化を図っている。

ア. 主な資格者一覧(2025 年 12 月末現在)

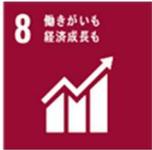
資格名	人数
登録基幹技能者	1 人
1 級電気工事施工管理技士	2 人
2 級電気工事施工管理技士	3 人
1 級土木施工管理技士	1 人
第 1 種電気工事士	5 人
第 2 種電気工事士	4 人
建設業経理士 2 級	1 人

イ. 有資格者※の状況

実績 (2025 年末)	目標 (2030 年末)
有資格者 (延べ人数) 19 人	有資格者 (延べ人数) 26 人

※ 有資格者 特定の業務を行うことができることを証明する資格や認定、免許等の保有者のこと

(4) 経済力を高める各種施策の取組み

項目	内容
インパクトの種類	PI の向上
インパクト エリア/カテゴリー	PI: 〈自然災害〉〈エネルギー〉、〈住居〉、〈零細・中小企業の繁栄〉、〈インフラ〉
影響を与える SDGs の目標	  
内容・対応方針	・経済力を高める各種施策の実行
毎年モニタリングする 目標と KPI	【目標】 ・事業規模の拡大 ・事業継続計画の取組み 【KPI】 ・2029 年度末までに売上規模を 12 億円へ拡大

①事業規模の拡大（PI：〈エネルギー〉、〈住居〉、〈零細・中小企業の繁栄〉、〈インフラ〉）

丸三大信電気は、1973 年の設立以来、ロープウェイや交通信号機、官公庁案件等の電気設備工事を通じて、現代社会のあらゆる活動に不可欠な電力エネルギーの供給基盤を構築し、その安全性と信頼性を担保するという、極めて公共性の高い役割を担っている。また、確実な電気設備工事を通じて、住宅における電気の供給へも貢献しており、同社は設計から施工まで確かな技術力で地域インフラと住民の安全・安心な暮らしを支えてきた。

同社の売上高については、2030 年 3 月末までに現在の 8 億円から 12 億円規模へと拡大させる意欲的な目標を掲げている。この目標達成に向け、M&A を含めた戦略的な技術者の確保を推進するとともに、地元の協力事業者との連携体制を強化することで、強固な事業基盤の構築を図る方針である。

以上の事業規模の拡大は、単なる自社の成長に留まらず、地元の協力事業者や技術者に対する安定的な発注と業務機会の提供に直結する。高度な電気設備技術を地域内のサプライチェーンで共有・伝承していくことは、地元の中小建設関連企業の技術力向上と経営基盤の安定化に寄与し、地域全体で持続的な繁栄を享受できる経済循環の創出に貢献するものである。

事業規模拡大へ向けた項目	主な取組み内容
M&A を含めた社員確保	多様な受注案件への対応力強化のため、M&A の戦略的活用や採用活動を通じて即戦力人材を獲得する。
協力事業者（技術者）確保	地元の協力事業者とのネットワークを維持・拡充し、安定的な発注を通じて強固な施工体制を確立するとともに、地域内企業との共存共栄を図る。

ア. 事業規模拡大へ向けた目標

項目	実績（2024 年度）	目標（2029 年度）
売上高の増加	8 億円	12 億円

②事業継続計画の取組み（PI：〈自然災害〉、〈インフラ〉）

事業継続計画（BCP）では、災害等の緊急事態においても重要な業務を中断させず、早期復旧を可能とすることを重要事項としている。

丸三大信電気は、北海道内の3自治体との間で、災害時における公共土木施設等の応急復旧に関するBCP協定を締結している。本業の電気工事を通じて培った技術を提供し、重要インフラを迅速に復旧させることで、二次災害の防止と地域機能の早期回復に寄与する体制を整えている。地域を熟知した事業者として、災害時において自治体と緊密に連携することは、住民の安全・安心な暮らしを守るだけでなく、地域全体の防災レジリエンスを高める取組みである。

協定先	締結年	主な協定内容
北海道空知総合振興局札幌建設管理部	2011年	公共土木施設及び災害危険個所における災害時の協力
札幌市	2013年	市有施設の災害復旧活動
札幌市清田区	2011年	清田区内に所在する公共土木施設における災害時の協力

5. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲

(1) 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲

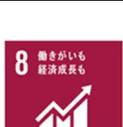
丸三大信電気の事業活動は、SDGs の 17 の目標と 169 のターゲットに以下のように関連している。

①環境配慮に向けた取組み

SDGs17 の目標	ターゲット	内容
 11 住み続けられるまちづくりを	11.6	2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
 12 つくる責任 つかう責任	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
 13 気候変動に具体的な対策を	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

期待されるターゲットの影響としては、環境負荷の低減に向けた各種施策を実行することで、二酸化炭素排出や廃棄物等の削減に寄与する。

②働きやすい職場づくりに向けた取組み

SDGs17 の目標	ターゲット	内容
 3 すべての人に健康と福祉を	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
 4 質の高い教育をみんなに	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
 5 ジェンダー平等を實現しよう	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
 8 働きがいも経済成長も	8.5	2030 年までに、若者や障がい者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
 10 人や国の不平等をなくそう	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

期待されるターゲットの影響としては、賃金のベースアップ等による社員の待遇改善をはじめ、多様な人材が働きやすい社内環境づくりの実践を通じて、従業員全員が差別なく働ける職場環境の確立に寄与する。

③人材育成の強化・労働生産性向上に向けた各種取組み

SDGs17の目標	ターゲット	内容
 4 質の高い教育をみんなに	4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
 8 働きがいも経済成長も	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

期待されるターゲットの影響としては、人材育成の強化に注力することを通じて、労働生産性向上に寄与する。

④経済力を高める各種施策の取組み

SDGs17の目標	ターゲット	内容
 8 働きがいも経済成長も	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
 13 気候変動に具体的な対策を	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

期待されるターゲットの影響としては、経済力を高める各種施策の実行により地域貢献を図ることに寄与する。

(2) 企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

丸三大信電気が拠点を置く北海道では、これまでも地域の安全・安心に欠かせない建設産業の持続的な発展に向け、「北海道建設産業支援プラン 2018」に基づき様々な取組みを進めてきたが、北海道の建設産業は就業者の高齢化や若年者の入職が進まない等、依然として厳しい状況が続いていることから、新たな建設産業振興施策として「建設産業ミライ振興プラン HOKKAIDO」（推進期間：2023 年度～2027 年度）を策定した。

新たなプランでは、「建設産業の担い手の確保及び育成」を重点課題と位置づけ、その解決に向けて「働き方改革」、「生産性の向上」、「魅力の発信」を3つの柱とし、将来、担い手となる若者や子供たちにとって建設産業の未来【ミライ】が魅力あるものとなることを目指し、取組みを展開していく。

①策定の趣旨

現在、北海道における建設投資額は安定して推移しているものの、少子高齢化の影響により、全産業で生産年齢人口の減少が進み、建設産業においても、就業者の高齢化や若年者の入職が進まないなど人材確保が厳しい状況となっている。将来にわたる建設工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成への懸念が高まる中、これに応じたより一層の生産性向上が必要となっている。

以上の課題に対し、北海道として引き続き、国や関係団体などと連携し、就業環境の改善や ICT 等を活用したさらなる生産性の向上、デジタル化や脱炭素化といった社会変革にも対応した取組みを進めるとともに、将来、担い手となる若者や子供たちにとって建設産業の未来【ミライ】が魅力あるものとなるよう、「建設産業ミライ振興プラン HOKKAIDO」を策定するものである。

②本プランの位置づけ

本プランは、北海道の政策の基本的な方向を総合的に示すため、北海道行政基本条例に基づき策定された「北海道総合計画」（2024 年度～2033 年度）における基本的な方向に沿って具体的な政策を推進するため策定される、「重点戦略計画」（「3 各地域の持続的な発展」中、「社会経済の基盤整備」）として位置づけられるものである。

③推進期間

北海道の建設産業が抱える様々な課題を解決し、今後とも持続的に発展するには、各建設企業や国、関係団体との連携をより一層強化し、スピード感をもって取り組む必要があることから、2023 年度から 2027 年度までの5年間を推進期間としている。なお、社会経済情勢の急激な変化が生じた場合は、必要に応じて、適宜見直しを行っていく。

④本プランの対象範囲

建設産業は、土木工事業、建築工事業や大工工事業、解体工事業といった「建設業」のほか、測量業、建設コンサルタント業、地質調査業、設計業（建築士等）といった「建設関連業」の様々な工程が有機的に連携し、受注生産が行われるシステムとなっている。

本プランでは、こうした一連の生産システムを担う「建設業」及び「建設関連業」を対象範囲とする。

図表 7 「建設産業ミライ振興プラン HOKKAIDO」対象事業



(出所) 北海道「建設産業ミライ振興プラン HOKKAIDO」

⑤本プランの施策と取組みの展開

本プランの施策と取組みの展開については以下のとおり。

図表 8 「建設産業ミライ振興プラン HOKKAIDO」の施策と取組みの展開



(出所) 北海道「建設産業ミライ振興プラン HOKKAIDO」

⑥持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進

本プランにおいては、SDGsの視点を取り入れ、以下の内容で各施策を進めるものとしている。

SDGs17の目標	主な施策	SDGs17の目標と施策の関係
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用等のDXの取組み推進 ・生産性向上を支える人材育成と多様な人材の確保等 ・建設産業の魅力発信・理解促進 	講習会や資格取得など担い手育成への取組や広く建設産業の魅力を発信する取組み等
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設産業の環境整備 ・生産性向上を支える人材育成と多様な人材の確保等 ・建設産業の魅力発信・理解促進 	女性が活躍する場をつくり、女性も含めた講習会等の取組み等
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正や休日の確保 ・担い手の確保・育成のための適正な利潤の確保 ・建設産業の環境整備 	働き方改革の推進や就業環境の改善等、担い手確保・育成の取組み等
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の確保・育成のための適正な利潤の確保 ・ICT活用等のDXの取組み推進 ・建設産業の魅力発信・理解促進 	DXの取組み推進や新技術の活用、広報活動等の取組み等
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設産業の魅力発信・理解促進 	建設産業の役割や安心・安全な地域づくりへの貢献等、建設産業への理解を深め、広報する取組み等
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設産業の環境整備 ・生産性向上を支える人材育成と多様な人材の確保等 	性別や国籍に捕らわれない担い手の確保・育成への取組み等
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての施策 	関係団体及び企業等と連携し、取組む

（出所）北海道「建設産業ミライ振興プラン HOKKAIDO」

⑦企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

本プランを基に、丸三大信電気の事業内容や社会貢献活動に照らし合わせると、以下のSDGs17の目標と主な施策への取組みが認められ、丸三大信電気は自社の事業を通じて、北海道が掲げる本プランに対して十分に貢献していると考えられる。

SDGs17の目標	主な施策	SDGs17の目標と施策の関係	丸三大信電気の取組み
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<ul style="list-style-type: none"> ICT活用等のDXの取組み推進 生産性向上を支える人材育成と多様な人材の確保等 建設産業の魅力発信・理解促進 	<p>講習会や資格取得など担い手育成への取組や広く建設産業の魅力を発信する取組み等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 労働環境改善や安全性向上、人権配慮に向けた取組み 人材育成の推進
 <p>5 ジェンダー平等を實現しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業の環境整備 生産性向上を支える人材育成と多様な人材の確保等 建設産業の魅力発信・理解促進 	<p>女性が活躍する場をつくり、女性も含めた講習会等の取組み等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ダイバーシティの推進 労働環境改善や安全性向上、人権配慮に向けた取組み 人材育成の推進
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<ul style="list-style-type: none"> 長時間労働の是正や休日の確保 担い手の確保・育成のための適正な利潤の確保 建設産業の環境整備 	<p>働き方改革の推進や就業環境の改善等、担い手確保・育成の取組み等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ワークライフバランスの推進 労働環境改善や安全性向上、人権配慮に向けた取組み
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<ul style="list-style-type: none"> 担い手の確保・育成のための適正な利潤の確保 ICT活用等のDXの取組み推進 建設産業の魅力発信・理解促進 	<p>DXの取組み推進や新技術の活用、広報活動等の取組み等</p>	<ul style="list-style-type: none"> DX化の推進
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業の環境整備 生産性向上を支える人材育成と多様な人材の確保等 	<p>性別や国籍に捕らわれない担い手の確保・育成への取組み等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ダイバーシティの推進 人材育成の推進 労働環境改善や安全性向上、人権配慮に向けた取組み

6. 丸三大信電気のサステナビリティ経営体制（推進体制、管理体制、実績）

丸三大信電気は、嶋川代表取締役を最高責任者とし、事業活動とインパクトリーダー、SDGs との関連性について検討を重ね、取組内容の抽出を行っている。取組施策などは前段に記載した内容である。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、嶋川代表取締役を最高責任者として、銀行に対する報告は総務の南氏が担当する。全従業員が一丸となり、KPI の達成に向けた活動を実施し、社会的な課題の解決への貢献とともに持続的な経営を実現していく。各 KPI は前述の推進体制に基づき各部門が中心となって取組み、嶋川代表取締役が統括し、達成度合いは営業の村上氏がモニタリングしていく。

このような推進体制を構築することで、地域における社会的課題や環境問題にも積極的に取組み、北海道内をリードしていく企業を目指す。

責任者	代表取締役 嶋川 泰規
モニタリング担当者	営業 村上 由夏
銀行に対する報告担当者	総務 南 二葉

7. 北海道銀行によるモニタリングの頻度と方法

上記目標をモニタリングするタイミング、モニタリングする方法は以下の通りである。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、北海道銀行と丸三大信電気の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場などを通じて実施する。具体的には、決算後 5 か月以内に関連する資料を北海道銀行が受領し、モニタリングとなる指標についてフィードバックなどのやりとりを行う。

北海道銀行は、KPI 達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは北海道銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。また、モニタリングの結果、当初想定と異なる点があった場合には、北海道銀行は、同社に対して適切な助言・サポートを行う。

モニタリング方法	対面、テレビ会議などの指定は無し 定例訪問などを通じた情報交換
モニタリングの実施時期、頻度	少なくとも年 1 回実施
モニタリングした結果のフィードバック方法	KPI などの指標の進捗状況を確認しあい、必要に応じて対応策及び外部資源とのマッチングを検討

以上